

本人直接応募(学内面接なし)

東京YWCA「留学生の母親」運動奨学金
2025年度 奨学生 募集

以下の記載事項及び財団ホームページを必ずご確認ください。

【学内での手続き事項】

●学内での書類提出 … なし

●学内面接 … なし

●必要書類

詳細は、募集要項及び以下のURLをご参照ください。
(URL)

<https://www.tokyo.ywca.or.jp/peace/ryugakusei/scholarship/>

●備考

- ・「留学」の在留資格を有する私費留学生で大学(学部)1・2年生が応募可能
- ・年間総額36 万円を超える他の奨学金またはそれに類するものを受けていないこと
- ・推薦書はご自身の**指導教員**に作成を依頼してください。
- ・上記の他にも「応募資格」や「奨学生の義務」が定められていますので、募集要項をよくご確認ください

不明点などありましたら、所属校舎の学生課にお問い合わせください。

2025年4月21日 明治学院大学 学生部

2025 年度 奨学生募集要項

この奨学金制度は、東京 YWCA「留学生の母親」運動の 50 年以上にわたる留学生との交流の中から生まれました。日本で勉強する私費外国人留学生のうち、勉学に意欲的で、かつ経済的に困難な学生に対し、留学の目的が達成できるよう奨励しています。この制度は、YWCA の理想である差別のない平和な社会の実現を目指して、将来活躍してくれる留学生を支援することを目的としています。

1. 応募資格 以下のすべてを満たすこと

- ① 「留学」の在留資格を有する私費留学生
- ② 日本の大学（学部）1,2年生、短期大学1,2年生、専門学校1,2年生
* 専門学校は日本語教育課程に在籍する学生は除く
- ③ 面接および東京 YWCA での年3 回の報告会に出席できること
- ④ 年間総額 36 万円を超える他の奨学金またはそれに類するものを受けていないこと

2. 採用予定人数 若干名

3. 奨学金の支給

- ① 支給期間：1 年間 2025 年 4 月～2026 年 3 月
- ② 支給額：月額 3 万円（給付）
- ③ 支給方法：年 2 回、口座振込にて支給（第 1 回 7 月末日、第 2 回 1 月末日）

4. 書類の請求

東京 YWCA「留学生の母親」運動奨学金のホームページからダウンロードする
<http://www.tokyo.ywca.or.jp/peace/ryugakusei/scholarship>



5. 応募手続

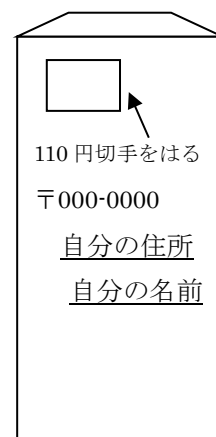
提出書類：次の①から⑥すべてを提出すること。

書類不備の場合、応募資格がなくなります。

- ① 申込書：1 通 黒ボールペンで指定用紙のすべての該当箇所を書くこと。
- ② 推薦書：1 通 今年度または前年度在籍校の教員の推薦書
(推薦者の記名押印又は自署必須) (推薦書記載要領を参照)
- ③ 学業成績証明書：1 通 (原本を提出すること、コピーは不可)
* 1 年生の場合は前年度在籍校（日本語学校など）の成績証明書
- ④ 在学証明書：1 通
- ⑤ 作文：2 通 (a,b 共提出) 指定の用紙に日本語で黒ボールペンを用いて
自筆で書くこと
a 「日本へ留学した目的とその経験を今後どのようにいかしたいか」
字数800字以内（原稿用紙2 枚）
b 「達成感を感じたこと～頑張った自分をほめてあげたいこと～」
字数600字以内（原稿用紙1 枚半）

⑥ 合否返信用封筒(定形 12 cm×23.5 cm) 自分の住所、氏名を表面に書き、110 円切手を貼ること

返信用封筒
(定形 12 cm×23.5 cm)



6. 応募期間：2025 年 5 月 7 日（水）から 5 月 14 日（水）必着

7. 応募先：東京 YWCA 「留学生の母親」運動事務局 奨学金小委員会

〒101-0062 千代田区神田駿河台 1-8-11 Tel.03-3293-5424

提出方法：上記の応募先に郵送する。または直接届ける

(受付：月～金の午前 10 時から午後 6 時 土曜日と最終日は午後 5 時まで 日祝休館)。

8. 選考と決定

一次選考：書類審査 結果は 6 月 11 日（水）までに可否にかかわらず本人に書面で通知する。

二次選考：面接（書類審査合格者のみ）6 月 21 日（土）

結果は 7 月 10 日（木）までに可否にかかわらず、本人に書面で通知する。

9. 奨学金の休止および停止

①当奨学金を受給中に学習奨励費または年間総額 36 万円を超える他の奨学金を受けたときは停止する

②奨学生が休学、または長期欠席したときは休止、または停止する

③応募書類に偽りの記入があったとき、そのほか奨学生として適当でない事実があったときは支給を停止し、支給済み分の返還を求める

10. 奨学生の義務

①東京 YWCA で開催する年 3 回の報告会に出席すること（7 月、11 月、1 月を予定）

②奨学生は年に一度、成績証明書および生活状況報告書（所定の用紙）を提出する

③次の場合は直ちに東京 YWCA 「留学生の母親」運動事務局に届け出ること

- ・学習奨励費や年額 36 万円を超える他の奨学金を受けたとき
- ・休学、転学、または長期欠席をしようとするとき
- ・停学その他の処分を受けたとき
- ・住所、電話番号、メールアドレスその他連絡先の変更があったとき

11. その他

この奨学金の応募書類は返却しない。また、その内容については公表しない。

わからないことは事務局に問い合わせてください。

*問い合わせ先：東京 YWCA 「留学生の母親」運動 奨学金小委員会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 公益財団法人東京 YWCA

☎ 03-3293-5424

◆東京 YWCA とは

キリスト教を基盤に、すべての人が等しい価値を有することを信じ、人権や健康、環境が守られる平和な社会を実現するために様々な活動をしている国際 NGO 団体です。

◆「留学生の母親」運動とは

1961 年に一人の日本人女性と一人の留学生との交流から始まり、「住まいは離れていても、家族の一員として息の長い交流を」と考え、活動が続いているボランティア団体です。留学生との交流を通して、相互の理解と友情を育て、その交流の輪が世界に広がっています。その活動の一環として、「留学生の母親」運動奨学金は1982年に発足、「留学生の母親」運動内外の多くの方々のご寄付、ご協力によって支えられています。